

姫路市上下水道局管理規程第 11 号

令和 7年 5月 19日

姫路市上下水道事業管理者 種 谷 康

姫路市上下水道局決裁規程の一部を改正する規程を公布する。

姫路市上下水道局決裁規程の一部を改正する規程

姫路市上下水道局決裁規程（平成19年7月1日企業局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

別表第3第1項の表11の項中「50万円」を「100万円」に改め、同表13の項中「130万円」を「200万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規定による改正後の別表第3の改正規定は、令和7年6月1日以降に決裁の
手続を開始する事務処理について適用し、同日前に決裁の手続を開始する事務処理
については、なお従前の例による。